

北区

■住宅購入支援	
制度名	三世代住宅建設助成
URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/074/007453.htm
対象	<p>■対象となる方 「親と子と孫」など三世代が居住する住宅を区内に建設する人が対象です。</p> <p>■対象となる住宅 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・準耐火以上の耐火性を持つ建築物で、居住専用住宅の場合は、居住部分の延床面積が、おおむね95㎡以上であること（併用住宅の場合は、居住部分のみの面積について） ・居住室が4室以上あり、そのうち1室は高齢者の専用室とすること ・高齢者に配慮した設備を設けること（すべての階に共通のこと） ・接道部分の生け垣の造成、狭あい道路の拡幅設備、北区のまちづくり計画などに合致していること ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	1戸当たり50万円を助成します。
申し込み期間など	着手前に必ず手続きをとってください。助成対象承認申請書類を提出後、承認決定まで約1ヶ月かかります。承認前に着手された場合には助成できませんので、早めに申請してください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり部 住宅課 住宅計画係 03-3908-9201

制度名	親元近居助成
URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/175/017521.htm
対象	<p>以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <p>■対象となる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内に、親世帯と近居するために住宅を取得（新築または購入。中古住宅を含む）するファミリー世帯であること ・申請日に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを2人以上（出産予定であることが母子手帳等で確認できる子も含む）を扶養し、かつ同居している親子世帯であること（ひとり親世帯を含む） ・申請日現在、申請者世帯及びその親が区内に住民登録あるいは外国人登録をしていること ・申請者世帯の親が区内に10年以上住んでいることを証明できること <p>■対象となる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新耐震設計基準以降に建築確認を受けた住宅であること ・住戸の専有面積（壁芯）が55㎡以上であること ・申請者の名義（共有名義も可）で所有権保存登記または所有権移転登記がしてあること <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	住宅取得時に司法書士等に支払った登記費用（上限1住宅当たり20万円）を助成します。
申し込み期間など	登記完了（建物の「全部事項証明書」所有権に関する事項の受付年月日）から3ヶ月以内にお申し込みください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり部 住宅課 住宅計画係 03-3908-9201

■家賃助成	
制度名	三世代世帯転居費用助成
URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/176/017636.htm
対象	<p>■対象となる世帯</p> <p>以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三世代（親と子と孫が同居する世帯）で構成される世帯であること ・世帯主等が区内に引き続き1年以上住所を有すること ・区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居した世帯であること <p>■対象となる住み替え後の住宅</p> <p>以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準以上であること ・専用の台所、風呂及び便所があること <p>※所得制限があります。</p> <p>※最低居住面積水準については担当部署にお問い合わせください。</p> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	礼金及び仲介手数料の合計額（上限30万円）を助成します。
申し込み期間など	住民基本台帳の転居日から30日以内にお申し込みください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり部 住宅課 住宅計画係 03-3908-9201

■改修助成	
制度名	住宅リフォーム支援事業
URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/074/atfs/007456/attachment/attachment_1.pdf
対象	<p>■対象となる方 金融機関から融資を受けて、以下のいずれかに該当する改修をする場合に、その資金を金融機関から融資を受け返済する方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住化改修：18歳未満の子がいる世帯の改修、親世帯と同居していた子世帯が独立して生活する新居をリフォームする改修、子育てや介護などのため別居していた親子世帯が同居もしくは近居して生活するため、その他 ・バリアフリー改修 ・耐震改修 ・地球温暖化に配慮した住宅の改修 <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	毎年1月1日から12月31日の1年間に返済した利子の合計の50%（上限20万円。1,000円未満切り捨て）を5年間を限度として助成します。 ※区内の金融機関からの融資であることが必要です。
申し込み期間など	融資契約、改修工事開始前に、工事箇所対象の確認を受ける必要があるなど、手続きの流れが決まっていますので、詳細などはパンフレットをご確認の上、担当部署にお問い合わせください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などはパンフレットをご確認の上、担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり部 住宅課 住宅計画係 03-3908-9201
制度名	住宅改造費助成
URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/001/000133.htm
対象	<p>■対象となる方 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者で、介護保険で非該当（自立）と判定、あるいは要介護、要支援と認定された方 ・住宅改造が必要と認められる方 <p>※要支援、要介護と認定された方は、介護保険法が優先します。</p> <p>■対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・床段差の解消 ・滑りの防止等床材の変更 ・引き戸等扉の取り替え ・便器の洋式化 ・浴槽、流し、洗面台の取り替え等 <p>※その他一定の要件があります。</p>
制度内容	助成対象額の1割が自己負担になります（助成額を超えた部分及び対象外工事については全額が自己負担になります）
申し込み期間など	必ず事前にご相談ください。ご自宅を訪問し、要件の確認をします。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	健康福祉部 高齢福祉課 王子高齢相談係 03-3908-9083 健康福祉部 高齢福祉課 赤羽高齢相談係 03-3903-4167 健康福祉部 高齢福祉課 滝野川高齢相談係 03-3915-0124

制度名	木造民間住宅耐震診断士等派遣事業
URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/408/040847.htm
対象	<p>■対象となる住宅 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有し、居住する木造住宅（一戸建て、兼用住宅、共同住宅、長屋を含む）であること ・住宅以外の用途となっている部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であること ・昭和56年5月31日以前に建築されていること ・2階建以下で地階を有しないものであること ・主要構造部が木造であること <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	耐震診断士等を無料で派遣します。
申し込み期間など	今年度の助成予定数は200件です。
備考	マンションについても助成制度があります。助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり部 建築課 建築防災担当 03-3908-1240
制度名	木造民間住宅耐震化促進事業【耐震補強設計事業】
URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/421/042100.htm
助成対象	<p>■対象となる住宅 木造民間住宅耐震診断士等派遣事業の対象となる要件を満たす住宅のうち、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満で、耐震改修工事後の評点が1.0以上に計画された建物が対象です。</p> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
助成内容	1棟当たり耐震補強設計費用の3分の2（上限20万円。1,000円未満切り捨て）を助成します。
申し込みについて	事前に所定の書類を提出いただくことが必要です。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり部 建築課 建築防災担当 03-3908-1240

制度名	木造民間住宅耐震化促進事業【耐震改修工事業】
URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/421/042127.htm
助成対象	<p>■対象となる住宅 木造民間住宅耐震診断士等派遣事業の対象となる要件を満たす住宅（プレハブ工法を除く）のうち、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満で、耐震改修工事後の評点が1.0以上に計画された建物が対象です。</p> <p>■対象となる耐震改修工事 構造評点を1.0以上にするための以下の工事が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎を補強する工事 ・筋かい、構造用合板等を用いて耐力壁を設置する工事 ・柱と胴差及びはりまたは軒けたと小屋梁を緊結する工事 ・屋根を改修する工事 ・上記工事を施工するのに必要と認められる撤去及び復旧工事 <p>※その他、一定の要件があります。</p>
助成内容	1棟当たり耐震改修費用の3分の2（上限50万円。1,000円未満切り捨て）を助成します。
申し込みについて	事前に所定の書類を提出いただくことが必要です。
備考	マンションについても助成制度があります。助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり部 建築課 建築防災担当 03-3908-1240

■その他	
制度名	耐震シェルター等設置支援事業
URL	http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/422/042258.htm
対象	<p>■対象となる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築されていること ・2階建て以下で地階を有しないものであること ・主要構造部が木造であること ・耐震改修工事業の助成を受けていないこと <p>■対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住宅に居住していること ・20歳以上65歳未満の方（身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の方を除く。）がいない世帯であること ・対象となる住宅に居住する方の世帯全員の所得の合計額が、年間200万円以下の世帯であること
制度内容	1棟当たり耐震シェルター等の設置費用の10分の9（上限27万円。1,000円未満切り捨て）を助成します。
申し込み期間など	事前に所定の書類を提出いただくことが必要です。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり部 建築課 建築防災担当 03-3908-1240

平成22年6月4日時点の情報です。